

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

平成 31 年 1 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務名

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター運転管理業務委託（再）

(2) 業務番号

流 31 洛西第 13 号の 1

(3) 業務場所

洛西浄化センター
長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 ほか

(4) 業務概要

運転操作業務、保守・管理業務、水質管理及び水質試験業務、施設管理業務、物品等調達業務等

(5) 委託期間

契約日から平成 33 年 3 月 31 日まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
京都府流域下水道事務所総務室
電話番号 (075) 954-1877
ファクシミリ番号 (075) 955-2224

(2) 入札説明書等の配布

ア 配布期間

平成 31 年 1 月 25 日（金）から平成 31 年 2 月 1 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、（1）の場所に問い合わせること。

(3) 設計図書の閲覧

ア 閲覧期間

平成 31 年 1 月 25 日（金）から平成 31 年 3 月 1 日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 閲覧方法

アの期間に（１）の場所においてデータを保存したCDを貸し出す。

設計図書については、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすることができる。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者（１社のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）にあっては（１）の要件を、共同企業体にあっては（２）から（５）までの要件を満たさなければならない。

（１） 単体業者の要件

ア 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体（海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。）に係る活性汚泥法による下水処理能力水量（日最大水量をいう。）が1日当たり10万立方メートル以上の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）において、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の運転管理業務について、下水道法に規定する高度処理（一部高度処理を含み、高度処理オキシデーションディッチ法を除く。以下同じ。）による元請けとして平成16年4月1日以降に1年以上同一の終末処理場での契約履行実績を有する者であること。

イ 緊急時の初期対応として、1時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

ウ 総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有し、高度処理の終末処理場の維持管理業務における総括者の実務を1年以上又はエに定める副総括責任者の実務を2年以上経験した者で、高度処理の下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に10年以上（そのうち5年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する技術者を業務場所に専任で配置することができる者であること。

エ 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有し、高度処理の終末処理場の維持管理業務における総括責任者の補佐の実務を1年以上又はオに定める主任の実務を2年以上経験した者で、高度処理の下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に7年以上（そのうち4年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する技術者（以下「副総括責任者」という。）を業務場所に専任で2名以上配置することができる者であること。

オ 担当業務の責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、高度処理の終末処理場の維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に5年以上（そのうち3年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する技術者（以下「主任」という。）を業務場所に専任で3名以上配置することができる者であること。

- カ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ク 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。これらの措置要領の適用を受ける有資格者でない者については、それらの措置要件に該当する事実がない、又は事実発生後それぞれの期間を経過している者であること。
- ケ 確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- コ 確認申請書を提出するときに府が発注した建設工事等に関する債務を遅滞していないこと。
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者でないこと。
- （ア） 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - （イ） 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - （ウ） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - （エ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （オ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （カ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （キ） 暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- シ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ス この入札の日前 2 年間に国、地方公共団体その他の公的団体が発注を行った業務のうち、下水道施設、上水道施設、ごみ焼却施設、ダム施設、用水管理施設又はポンプ場の運転管理業務又は保安全管理業務において、次のいずれかに該当すると認められる者でないこと。
- （ア） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （イ） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （ウ） 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (エ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - (オ) 落札決定後に契約締結を辞退した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約締結の辞退をしたと認められる者に限る。）
 - (カ) 契約を解除した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約を解除したと認められる者に限る。）
 - (キ) (ア) から (カ) までのいずれかに該当する者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 共同企業体の要件
- ア 共同企業体は、代表者及びその他の構成員の2者又は3者により自主的に結成されたものであること。
 - イ 代表者及びその他の構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30パーセント以上、3者の場合はそれぞれ20パーセント以上であること。
 - ウ 代表者及びその他の構成員のいずれかが(1)のイの要件を満たす者であること。
- (3) 共同企業体の代表者及びその他の構成員全てに必要な要件
- (1)のイからエまでの要件を満たすこと。
- (4) 共同企業体の代表者に必要な要件
- ア (1)のア及びウの要件を満たすこと。
 - イ 副総括責任者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。
 - ウ 主任を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。
 - エ 出資比率が(2)のイのその他の構成員の出資比率を下回らないこと。
- (5) 共同企業体のその他の構成員に必要な要件
- ア 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、水処理施設又は濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、元請けとして平成16年4月1日以降に1年以上同一の終末処理場の契約履行実績を有する者であること。
 - イ 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有し、標準活性汚泥法と同等以上の方法による終末処理場の維持管理業務における総括責任者の補佐の実務を1年以上又はウに定める担当業務の責任者の実務を2年以上経験した者で、下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に7年以上の実務経験を有する技術者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。
 - ウ 担当業務の責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、標準活性汚泥法と同等以上の方法による終末処理場の下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に5年以上の実務経験を有する技術者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。
- 5 入札参加資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められ

た場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法等

ア 提出期間

平成 31 年 1 月 31 日（木）及び平成 31 年 2 月 1 日（金）

イ 提出場所

2 の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参の場合

提出期間中の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までの間に提出すること。

(イ) 郵送の場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、単体業者にあつては、カ及びキの提出は、不要である。

なお、共同企業体にあつては、代表者が申請手続を行うこと。また、様式等の詳細は、入札説明書による。

ア 同種業務の受託実績調書

イ 営業所一覧表

ウ 配置予定技術者調書

エ 契約書等の写し

オ 国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録証明書

カ 共同企業体協定書の写し

キ 共同企業体委任状

ク 法人にあつては、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款

ケ 府税納税義務者にあつては、府税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類

コ 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類

サ 取引使用印鑑届

シ 法人にあつては、財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

ス 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

セ 4 の(1)のキ、ク及びコからスまでに該当することを証する書類

(3) その他

確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、桂川右岸流域下水道洛西浄化センター運転管理業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、確認申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期限

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

確認申請書を提出した者（共同企業体にあつては、その構成員。6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、直ちに一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所の名称又は所在地
- (4) 法人にあつては、代表者の氏名又は権限を受任された営業所長等の職氏名
- (5) 取引使用印鑑

10 参加資格の取消し

入札参加者（共同企業体にあつては、その構成員）が、確認申請書及び資格確認資料の提出日から落札者の決定までの間に4の(1)から(5)までに掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

11 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、府に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を平成31年2月19日（火）の午後4時までに持参で2の(1)の場所に提出した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合は、平成31年2月25日（月）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

12 配布資料及び設計図書に関する質問回答

(1) 質問については、入札説明書に示す様式に記載し、配布資料に関する質問にあつては平成31年1月28日（月）午後4時までに、設計図書にあつては平成31年2月14日（木）午後4時までに、ファクシミリで2の(1)の場所に提出すること（郵送、電子メール又は持参による提出は、受け付けない。）。

(2) 回答については、配布資料に関する質問にあつては平成31年1月30日（水）までに、設計図書にあつては平成31年2月21日（木）までに京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。

13 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成31年3月4日（月）午後1時30分

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成31年3月1日（金）午後4時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。また、入札時に(4)に示す委託費内訳書を提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 委託費内訳書

ア 委託費内訳書の業務価格（消費税及び地方消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

イ 委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている閲覧用設計書の項目に一致させること。

なお、委託費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

ウ 委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うもの

とし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において

入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

ケ 開札時点において有効な委託費内訳書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）

コ 他人の氏名又は他の商号が記載された委託費内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札

サ 入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示し、又は提出した者の行った入札

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最も低い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

16 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

17 その他

(1) 1から16までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4) 平成31年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

18 Summary

(1) Content of service :

Comprehensive maintenance service at Katsura River Right Embankment Regional Wastewater Treatment Plant

(2) Period for submission(in person) of application forms and attached documents for qualification confirmation :

From 9:00 a.m. to 4:00 p.m. on Thursday, January 31, 2019 and
from 9:00 a.m. to 4:00 p.m. on Friday, February 1, 2019

(3) Date, time and place for submission of tenders and the opening of tenders :

Date; Monday, March 4, 2019

Time; 1:30 p.m.

Place; Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Shoryuji-Hinokuchi, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan

TEL: (075) 954-1877

(4) For further information contact:

General Affairs Division, Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Shoryuji-Hinokuchi, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan

TEL: (075) 954-1877

FAX: (075) 955-2224